

森林パトロール実施要領

第1 趣 旨

一般社団法人北海道森林土木建設業協会（以下、「北森建」という。）は、本道の貴重な森林を守り森林生態系を保全するため、平成20年12月に締結した北海道庁と北森建の「森林を守る活動に関する協定」（以下、「活動協定」という。）、また、平成21年2～3月に締結した道各支庁（現総合振興局又は振興局）と北森建各支部の「森林災害復旧支援等に関する協定」（以下、「災害協定」という。）に基づき、森林の保全や災害の早期復旧を目的とする協定活動に取り組んでいる。

この活動協定及び災害協定において、森林パトロールが主要な取組みとして定められており、北森建会員が道との連携を図りながらパトロール等を円滑に実施するため、この要領を定めるものとする。

第2 実施者

森林パトロールの実施者は、北森建の会員企業の代表者及び従業員とする。

第3 森林パトロールの実施

（1）時 期

森林パトロールの実施時期は、通年とする。

なお、大雨、強風等の異常気象が観測された後には、森林パトロールの重点的な実施に努める。

（2）箇 所

パトロールを行う森林は、国有林、民有林等の区分を問わずすべての森林とし、保安林、山地災害危険地区、土砂災害危険個所等に指定されている森林については、道の情報提供等を得ながら効果的な実施に配慮する。

（3）内 容

森林パトロールにおいては、災害協定第4条各号に定めるとおり、森林内の立木、林地、施設等に係る荒廃、損傷等の異常現象の早期発見に努める。

また、重要な情報については、速やかに道の所管部局等に緊急通報を行うものとする。

第4 森林パトロールの報告

（1）報 告

パトロール実施者は、北森建のインターネットサイトを通じて、別に定める様式により実施した結果を北森建の事務局（以下、「協会事務局」という。）に配信して報告する。

なお、報告の主な手続き（手順）は、次のとおりとする。

- ①北森建ホームページを開き、「森林を守る活動パトロール報告」をクリック
- ②表示された「パトロール報告」様式に基づき、報告事項（項目）の回答欄に入力
又はチェックするとともに、必要に応じて状況写真を添付
- ③同様式の「送信」をクリックし、協会事務局に送信

（2）項 目

パトロール報告の主な項目は、次のとおりとする

- ①報告者…実施日、会社名、実施者名等
- ②実施個所…所轄振興局名、市町村名、地区名等
- ③パトロール情報…森林、林地、治山施設、林道施設等
- ④関連情報…通報、状況写真等

（3）通 報

パトロール時に異常等が認められた場合には、必ず関係機関に通報するとともに、報告項目「役所への通報」に入力することとする。

（4）写 真

写真是、異常が認められた場合などに添付することとし、その枚数は原則として1枚とする。

第5 パトロール報告の情報管理

（1）パトロール報告の情報集約

パトロール実施者から報告のあったデータは、協会事務局において集約し、適正に保管・管理する。ただし、データの保存年限は、原則として5年とする。

（2）協定活動証明書の発行

北森建の会員は、道の入札制度等に必要な書類として、協会事務局に「協定活動証明書」（以下、「証明書」という。）の発行を申し込むことができる。

この申込みがあった場合、協会事務局は、必要に応じて森林パトロールの報告データ（添付写真を除く。）を付して、当該会員に証明書を発行する。

（3）報告データの情報提供

報告データ（添付写真を除く。）は、協定関係者が情報を共有して相互の情報及び意見の交換を促すため、後述する協定推進管理委員会の点検、協議等を経て情報提供

を行う。

なお、この情報の提供先は、活動協定第5条に基づき、北森建（支部を含む。）及び道水産林務部（関係部局を含む。）に限るものとする。

第6 協定推進管理委員会の開催

（1）委員会における点検、協議等

活動協定第4条に基づき、協定活動を推進するために設置した「森林を守る活動に関する協定推進管理委員会」（以下、「委員会」という。）において、報告データ（添付写真を含む。）の点検、協議等を行う。

（2）開催時期

委員会の開催は、概ね四半期ごととし、その間の報告の件数、内容等の状況を定期的に確認する。

（3）情報提供

協会事務局は、委員会において報告内容を確認した後、四半期ごとのパトロールの報告実績を北森建各支部及び道関係部局に情報提供する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、森林パトロールの実施等に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

森林パトロールの取組み（概要）

【主なパトロール項目】

1 森林の異常

倒木の発生、違法な行為（不法投棄を含む。）、火の不始末など

2 林地の異常

林地（雪面を含む。）の崩落、土壌の浸食、異常な出水など

3 施設の異常

治山施設、魚道施設、林道等施設の損傷・障害など

4 その他の情報

上記以外の森林内の状況（動植物、水質、森林利用など）

【パトロール報告】

協会会員（各支部）

1 パトロールの実施

○パトロール報告の送信

2 役所への通報

○異常等の情報提供

北森建 HP から報告

報告資料の送付

協会事務局

1 パトロール報告の受信

○報告データの集約・管理

2 報告資料の提供

○会員への報告データの提供

〔支援協定連絡会議等〕

○異常等の通報・対応

○復旧支援体制等の協議

情報の共有化

〔協定推進管理委員会〕

○パトロール活動の推進

○支援体制等の整備

各総合振興局及び振興局（林務課・森林室）

道庁水産林務部関係課

1 パトロールへの支援・協力

○関連情報等の提供

2 パトロール情報への対応

○異常（緊急通報を含む。）等への対応